

情報化社会における人権教育の展開及び人権侵害への対応についての研究

－新たな人権課題に対する教職員研修についての一提案－

高知市立横浜中学校 教 諭 青屋憲介
高知県心の教育センター 指導主事 平石勝久

インターネットの利用を巡っては、その特性を悪用した様々な行為が、大きな社会問題となっている。子どもたちの間でも例外ではなく、インターネットを介した誹謗・中傷など、重大かつ深刻な人権侵害の実態が報告されている。しかし、本県において、インターネットに起因する人権課題を意識し、学校として具体的な取組を行っている事例は少なく、実態把握も進んでいない。

本研究では、高知市内の全中学校の生徒及び教職員の実態把握をもとに、教職員を対象とした校内研修を実施した。また、教職員の課題意識を高め、学校としての取組につなげるための具体的な手だてについて検証を行った。

キーワード：人権教育、 インターネット、 携帯電話、 校内研修

1 はじめに

全国統計によると、最近 10 年間でパソコンの世帯保有率は約 3.8 倍、携帯電話の保有率は約 3.5 倍の伸びを示すとともに、インターネットの利用者も増加している¹。高度に発展してきた情報化社会は、生活の豊かさや便利さをもたらす一方で、我々に大きな課題を投げかけているが、その一つに、インターネットを介した様々な人権侵害行為が挙げられる。

インターネットを媒体とした人権侵害としては、「差別ホームページ」による中傷記事の掲載や「特殊部落地名総鑑」の配布などが知られているが、これらの行為は、公共物への差別落書きや差別投書、差別図書の配布といった人権侵害行為と本質的に同じと考えてよい。しかし、近年、インターネット対応の携帯電話、自分専用のパソコンなど、情報通信機器の個人所有が進み、インターネットの特性を逆手に取るような利用が増加した結果、人権侵害行為の内容は、インターネットの普及以前に比べ、より深刻かつ悪質な状況である。

こうした実態が及ぼす子どもたちへの影響は極めて大きく、手軽にインターネットが利用できる環境を手に入れた子どもたちの間で、様々な課題が生み出されている。「学校裏サイト」を用いた、特定の個人に対する誹謗・中傷の書き込みをはじめ、根拠のないデマや、事実と異なる情報を写真付きで掲載する「ネットいじめ」など、様々な手法による人権侵害行為の実態が報告されている。子どもたちの判断力や自制心の未熟さにインターネットの特性があいまって、人権侵害行為が拡大し、事態收拾が困難になるといったことは、私自身が経験したところでもある。

しかし、本県において、こうした課題に高い意識を持ち、学校として協働での取組を行っている事例は少ない。加えて、実態把握も進んでいないことなどから、課題解決に不可欠な保護者との課題共有も不十分な状況が見られる。

そこで、本研究では、中学校第 3 学年及び教職員対象のアンケート調査による実態把握をもとに、「インターネットと人権」をテーマとした校内研修を実施することで、教職員の課題意識を高め、実態に基づいた取組の必要性について問題提起を行った。また、校内研修をとおして、人権教育の視点に立った情報教育について検証し、人権課題への取組に協働できる学校づくりをめざす具体的な行動化の在り方について考察した。

2 研究目的

中学3年生及び教職員の実態把握から明らかになった課題をもとに校内研修を実施し、子どものインターネット利用に起因する課題に対する教職員の意識を高める。また、その効果の検証とフォローアップをとおして、情報化社会における人権教育としての具体的な行動化の在り方について考察する。

3 研究内容

- (1) インターネット利用や携帯電話所持に関する実態とインターネットに対する意識把握を目的としたアンケート調査を実施し、結果から得られた知見の整理を行う。
- (2) アンケート調査の結果をもとに、「インターネットと人権」をテーマとした校内研修を実施することで、インターネットを介した人権侵害についての問題提起を行い、学校としての具体的な取組への意識化を図る。
- (3) 校内研修の前後における教職員の意識の変容をつかむことで、校内研修の効果を検証するとともに、具体的な行動化の在り方について考察する。

4 結果と考察

(1) 実態把握

子どものインターネット利用に起因する課題に対する取組には、インターネット掲示板（以下、「掲示板」とする）を介して発生した人権侵害に学校として取組を行っている福岡県の高等学校の事例がある²。この高等学校では、子どもたちによるインターネットや掲示板を介した誹謗・中傷の状況を、教育課題として位置付け、予防や指導、監視や啓発など、あらゆる視点から、教職員が協働で取組を行っている。しかし、この取組が始まる契機となったのは、掲示板に、個人名を挙げた誹謗・中傷の書き込みが行われていることを知った生徒からの訴えであったという点を重視しなければならない。日を迫る毎にひどくなっていく掲示板の状況に、自分たちではどうにもならないと感じた生徒からの訴えが、教職員の課題の自覚を促し、学校としての取組に結び付いたこの事例は、課題認識のための実態把握と、あらゆる人々の協働による取組の必要性を強く示唆している。

一方、子どものインターネット利用に起因する課題については、生徒指導に関する研究や取組からも多く指摘されている。しかし、生徒指導の分野においてインターネットの課題について報告される際に言及されることがらの多くは、子どもの携帯電話所有に起因する事例についてである。

子どもたちの携帯電話の所有拡大は、時間や場所を選ばず、画面を注視しながら携帯電話の操作に勤しむ子どもたちの多さから感じ取ることができる。また、この実態が招く教育上の様々な課題に対して取組を行う場合、生徒指導の視点からのアプローチとなる場合が多い現状があると考えられる。事実、悪質な授業妨害や他校との間での対人関係トラブル等への対応は、主として生徒指導主事をはじめ、生徒指導を担当する教員が中心となって進めることもしばしばである。したがって、携帯電話の学校への持ち込みが、学習活動の妨げになったり、不鮮明な交友関係を仲介したりする事象への対応についても、従来から行われてきた生徒指導の延長線上であると捉える向きがあることは否定できない。

このようなことから、インターネットや携帯電話に起因する人権侵害から子どもたちを守

り、生活の安心や安全を保障するためには、人権教育と生徒指導が相互に関連性を意識し、連携して取り組むことが重要である。

国立教育政策研究所生徒指導研究センターがまとめた、「生徒指導体制の在り方調査研究報告書」（平成 18 年）では、人権教育と生徒指導との関連について、「学級活動、ホームルーム活動での集団活動やその他の個別指導での人権を尊重した生徒指導は、『自分の大切さと共に他の人の大切さを認める』という人権感覚を育成する人権教育として位置付けることができ、その観点で、生徒指導と人権教育は、実際の指導現場においては多くの点で一致する」と報告されている。さらに、「『自分の大切さと共に他の人の大切さを認める』という人権感覚を育成することを通じて、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に努めることが重要」であり、また、諸問題の解決に当たっては、「人権侵害行為の存在や人権相互間の調整を必要とする問題である可能性を念頭におき、人権教育を基盤とした生徒指導を実施することが大切である」とも述べられている³。

これらのことから、生徒指導上の諸問題は人権感覚の欠如に起因するものが多く、諸問題の解決には、豊かな人権感覚を育成するために人権教育を基盤とした取組を行っていくことが重要であるとの示唆が窺え、ここに人権教育と生徒指導の強い関連性が認められる。そして、このことは、子どものインターネット利用に起因する課題にも共通する要素であるといえる。

そこで、本研究では、子どものインターネット利用に起因する課題に取り組むにあたり、教職員の課題の明確化と、具体的な取組への意識を高めるための校内研修を効果的に進めるため、そのベースとなる実態調査を実施することとした。また、子どものインターネット利用や携帯電話所持に起因する諸課題への取組にあたっては、生徒指導の視点からのアプローチも重要であり、協働のためには相互の情報共有が必要であるとの考えから、実態調査を高知市少年補導センターの協力のもと進めていくこととした。

① 調査の概要と回収結果

ア 調査対象者

(ア) 生徒に対する調査

高知市内の国・公・私立の全中学校[※]及び市立養護学校中学部の第 3 学年生徒。

(イ) 教職員に対する調査

高知市内の国・公・私立の全中学校[※]及び市立養護学校に勤務する教職員。

※高知市中学校補導部会に所属する、高知市近隣の中学校 1 校を含む。

イ 調査方法

(ア) 高知県心の教育センターが作成する質問紙に、対象者がマークシート方式で回答する。

(イ) 質問紙、マークシートの学校への配付及び実施後の回収は、高知市少年補導センターの協力のもと、高知市中学校補導部会が実施する。

(ウ) 調査結果の集計は高知県心の教育センターが実施する。

ウ 調査内容

(ア) 生徒に対する調査

a インターネットの利用状況

使用機器、利用場所、利用目的、利用上のルール

- b インターネット利用上の意識
利用上の経験、利用する上での意識、課題への意識、メリットとデメリット
 - c 機器の所有状況と所有形態
パソコンの所有状況と所有形態、携帯電話の所有状況と所有形態
- (イ) 教職員に対する調査
- a インターネットの利用状況
使用機器、利用サービス
 - b 「子どもとインターネット」に関する意識
課題の経験、課題への対応、メリットとデメリット、指導についての意識、指導の経験、指導の視点
 - c 機器の所有状況と所有形態
パソコンの所有状況と所有形態、携帯電話の所有状況と所有形態

エ 調査期間

平成 19 年 6 ～ 7 月（調査対象校が独自に定める）

オ 回収結果

(ア) 生徒に対する調査

調査依頼数 3,516 人 有効回答数 3,215 人 回答率 91.4%

(イ) 教職員に対する調査

調査依頼数 916 人 有効回答数 691 人 回答率 75.4%

② 調査結果と考察⁴

生徒に対する調査の結果、高知市の中学校 3 年生の家庭における、パソコンの保有率は 79.9%、自分専用の携帯電話を所有している者の割合は 56.2%となっており、学校以外でのインターネット利用者は 70.5%にのぼることがわかった。この結果を、全国的な調査⁵や他の自治体における調査⁶と対比させても差は認められないことから、これらに起因する課題についても、「他所事ではない」との意識で取り組む必要があるといえる。

また、子どもたちのインターネット利用上の経験や、インターネット利用者からの伝聞の経験から考察すると、インターネットは、子どもたちに、少なからず「有益とはいえない経験」をもたらしていることがわかる（図 1 参照）。こうした日々の経験を通じて、子

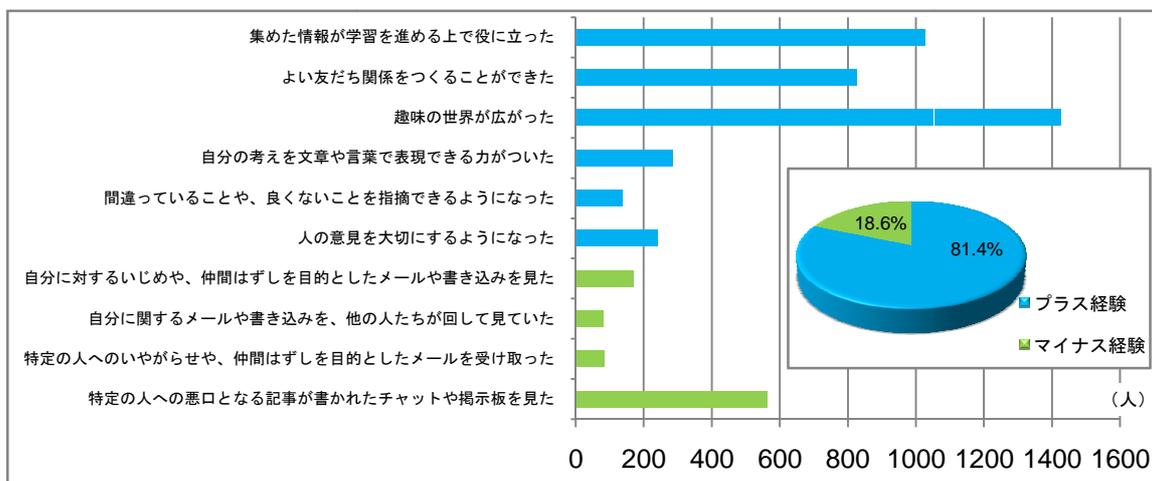


図 1 インターネット利用における経験及び利用者からの伝聞の経験

どもたちは、インターネットに起因する課題について自覚が持てるようになってきており、「利用者としての規範意識の向上」や、「有害情報の発信についての法的規制」など、何らかの対策の必要性を感じるようになってきていることが明らかとなった。しかし、インターネットの有害性に起因する様々な事例と向き合い、「インターネット」＝「悪」というイメージが刷り込まれる中、こうした実態について「今さらどうにもならない」ことであり、「結局は利用する人の意識の問題」である、といった「あきらめ」に似た感情を持ち始めていることも同時に見て取ることができる。

一方、教職員対象の調査から、インターネットに対する意識について見てみると、インターネットや携帯電話にかかわる様々な課題と向き合いながらも、学習情報の収集や、学習効果の向上を図る上で、インターネットの持つ有用性や有効性を認める教職員は多い。また、学習への応用にとらわれず、様々な情報を収集し、物事に対する広い視野が持てるようになることや、コミュニケーション能力の育成を図る上でも、インターネットは有益なツールであると考えられていることがわかる。しかしながら、メディアとしての有益性が損なわれた子どもの利用実態について、指導への意識を問うと、多数の教職員が、「主として指導をする場は家庭である」と考えていることがわかった（79.5%）。事実、今回、調査の対象となった高知市の中学校の多くが、学校への携帯電話の持ち込みは禁止を原則としており、携帯電話に関する学校としての指導方針を、何らかの形で生徒や保護者に伝えることで、主として「家庭の教育力」によって、予想されるトラブルの未然防止や課題解決を図る取組を行っている。ただ、インターネットや携帯電話に起因する課題を、学校としての「教育課題」と捉える動きも見られる。インターネットや携帯電話に起因する課題に直面することが増え、その利用や所有のデメリットが指摘される中、「道徳教育」や「人権教育」の視点を重視した学校における指導の必要性を感じているとの調査結果は、教職員の協働による取組や、「道徳教育」や「人権教育」の視点から進める情報教育の必要性についての重要な気付きであると考えられる（図2参照）。

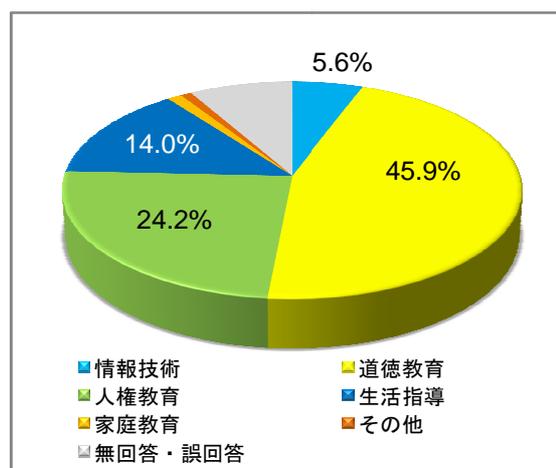


図2 インターネットの利用についての指導にあたって重視すべき視点

(2) 校内研修

生徒及び教職員対象のアンケート調査の結果から、子どものインターネットの利用実態や、携帯電話の所有状況が示されたばかりでなく、子どもと教職員の間にある、インターネットや携帯電話についての意識の乖離も明らかとなった。

生徒及び教職員の調査結果の比較から、携帯電話を介してインターネットを利用する生徒の割合は、教職員よりも非常に高く、パソコンを介したインターネット利用者の割合に迫っている状況である。これは、経済的な理由から、子どもたちにおけるパソコンの所有が大人ほど進んでおらず、比較的安価に購入可能な携帯電話が、インターネットとの接点になりやすいという状況があると考えられる。しかしながら、場所や時間を選ばずインターネットが利用できる携帯電話は、やりとりされる情報の内容が見えにくく、他人には秘密にしたい情

報の管理や、通信内容の隠匿が容易である。思春期の子どもたちにとって、携帯電話の魅力の一つとして、この「秘匿性」があると考えられるが、このことは、インターネットを媒介して起きている人権侵害と無関係ではない。大人の監視の目が行き届きにくい利用実態が、重大かつ深刻な事態を引き起こしている事実からは、そもそも、大人と子どもの間で、「携帯電話所有の理由」を巡る考え方に大きな違いがあるようにすら思えてくる。

子どもの「安心」や「安全」を保障する意図で大人が供与した（所有を認めた）携帯電話が、かえって子どもたちを、インターネットを介した犯罪行為や人権侵害行為の当事者にしてしまっている昨今の状況を考えると、その所有や利用の実態は、必ずしも、大人が意図した結果になっていないことは明らかである。そればかりか、大人自身にも、子どもに携帯電話を与えることの是非を冷静に判断できるほど、情報機器に対する認識やインターネットに対する理解も決して十分とはいえない状況もあると考えられる。

教職員の意識としては、子どもに対するインターネットや携帯電話についての指導は、主として「家庭」で行うべきであるとの考え方が強いということは先に述べたとおりである。しかし、ごく身近にいる子どもたちがインターネットを介した犯罪行為や人権侵害行為の当事者になっている現状があり、そうした状況を大人が招いているという実態に考えを及ぼすとき、「与えたのは家庭」という理論で課題を看過することは、人権侵害の放置につながり、大きな危険性をはらむ。

このことから、実施した生徒及び教職員対象のアンケート調査と、結果の考察から得られた知見をもとに、教職員が子どもの実態を認識し、課題への具体的な取組への意識を高め、ひいては、インターネット利用に起因する人権課題に、学校による協働での取組に結び付けることをねらいとして、「インターネットと人権」をテーマとした校内研修を実施した。

① 校内研修計画

ア 日時 平成 19 年 10 月 31 日（金）13:30～15:30

イ 場所（対象者） 高知市立A中学校教職員（33名）

ウ 展開

流れ（時間）	研修内容	指導内容	指導方法・手法
導入（5分）	・研修の目的を知る	・研究の概略を説明する	プレゼンテーション
アンケート調査の分析結果の報告	・アンケート調査の結果報告から生徒の実態を知る	・アンケート調査の結果を得られた知見も含めて報告する	プレゼンテーション
演習① 課題の整理	・子どものインターネット利用上の課題を挙げる ・小グループで、共通するキーワードで分類する	・個々の課題想起から、適宜グループ活動に入る	ブレインストーミング KJ法
最近のインターネット事情	・インターネット上で起こっていることについて知る	・インターネット、携帯電話を介した人権侵害の事例を提示する	プレゼンテーション
インターネットと人権	・インターネットにおける人権課題について考察する ・インターネットによる人権侵害と他の人権課題との関連について認識を深める	・人権教育としての情報モラルについて提言する ・他の人権課題との関連に気付くよう解説を行う	プレゼンテーション
演習② 取組の第1歩	・学校としての取組の第1歩としての行動目標を立てる ・行動目標を共有する	・グループ協議に移行する	ブレインストーミング KJ法
まとめ	・研修のまとめとして、振り返りシートへの記入を行う	・研修の目的を再確認し、学校における取組の重要性を呼びかける	振り返りシート

② 校内研修の概要

子どもと教職員の実態把握を目的としたアンケート調査、「インターネットと人権」・「子どもとインターネット」の結果報告については、具体的な取組の根拠であるとともに、主体的かつ効果的に課題の意識化を図りたいとの考えから、受講者に結果を予測させ、その後、結果報告と解説を行うという手法を採った（図3参照）。この結果、自身の結果予測と、実際の調査結果とのズレや結果の意外性が明らかになるたびに、驚きや気付きの声が挙がった。

調査ベースがサンプリングではなく、高知市の第3学年生徒及び教職員全員を対象とした調査であるため、子どもや教職員の实態把握が正確にでき、高知市全体と自校生徒との比較も可能であったことが、受講者が課題を認識する上で効果的に作用している様子であった。

研修は、2つのグループ演習と事例研修から成っているが、前段の演習では、冒頭のアンケート調査の結果から得た知見や、日々の学校生活から直感として感じられる課題を、小グループによりブレインストーミングとKJ法で整理した。この演習で想起された課題を、全体としてカテゴリーで再分類した（表1参照）。

表1 演習①「課題の整理」において教職員が想起した課題の分類

大カテゴリー	小カテゴリー	内容
子ども	心身への影響	・画面の凝視による視力低下 ・物事に対する集中力の欠如 ・電磁波の影響 ・抑制がきかない使用（依存症）
	生活リズムの乱れ	・睡眠不足 ・時間観念の欠如 ・ひきこもり ・携帯電話を手放せなくなる
	学習面への影響	・漢字が書けなくなる ・文章力の低下
家庭や社会	経済的負担	・接続料金の支払い ・有料サイトの使用料の負担増
	家庭（親）の責任	・フィルタリングの認識不足 ・学校に持って行かせない指導
他人や社会との かかわり	モラル・マナー	・「公共の場」に対する認識不足 ・利用上のモラルやマナーの不備
	人権侵害行為	・他人への誹謗や中傷 ・傍観と助長 ・「ネットいじめ」の存在 ・個人情報の流出 ・感情的な表現
	コミュニケーション能力	・日本語の乱れ ・直接的なコミュニケーション能力の低下 ・人とのつながりの希薄化 ・機械相手の遊び ・会話による表現力の低下
	犯罪行為	・詐欺行為 ・犯罪に巻き込まれる危険性 ・「裏サイト」の利用
インターネットの特性	インターネットの特性	・接続の容易さ ・情報伝達のスピードと範囲の拡大 ・相手の顔が見えない ・出会ったことのない友人の存在 ・複製の容易さ ・誤解を招く表現（真意が伝わりにくい） ・情報の消去・回収の困難さ ・有害サイトやアダルトサイトの存在 ・「公共の場」であるとの自覚の弱さ

結果予測シート

○アンケートの回答結果を予測してみましょう。(右の数直線にマークして下さい)
○調査結果の報告から明らかになった実測値を、異なる色でマークしましょう。

1. 生徒対象の調査

① 自分専用の携帯電話を持っている生徒	高知市	0	20	40	60	80	100 (%)
	横浜中	----- ----- ----- ----- -----					
② 普段から学校の授業以外でもインターネットを利用している生徒	高知市	0	20	40	60	80	100 (%)
	横浜中	----- ----- ----- ----- -----					
③ インターネットを主に携帯電話で利用する生徒	高知市	0	20	40	60	80	100 (%)
	横浜中	----- ----- ----- ----- -----					
④ インターネットの利用にあたって、家族との約束事がある生徒	高知市	0	20	40	60	80	100 (%)
	横浜中	----- ----- ----- ----- -----					

2. 教職員対象の調査

① 「毎日」及び「時々」インターネットを利用している教職員	高知市	0	20	40	60	80	100 (%)
	横浜中	----- ----- ----- ----- -----					
② インターネットを主に携帯電話で利用する教職員	高知市	0	20	40	60	80	100 (%)
	横浜中	----- ----- ----- ----- -----					
③ メールや掲示板に起因する学校内でのトラブルを経験したことのある教職員	高知市	0	20	40	60	80	100 (%)
	横浜中	----- ----- ----- ----- -----					
④ インターネットや携帯電話等の利用に関して、子どもたちへの指導の必要性を感じている教職員	高知市	0	20	40	60	80	100 (%)
	横浜中	----- ----- ----- ----- -----					

図3 アンケート結果予測シート

想起された課題について見ると、「他人や社会とのかかわり」に関する課題のうち、「人権侵害行為」や「インターネットの特性」に関する内容が多く挙げられている。また、日々の子どもたちの生活や人とかかわり方の観察などから、「コミュニケーション能力」の低さを課題とする意見も多い。これらの意見から、教職員は、「匿名性」や「拡張性」といった「インターネットの特性」が、子どもたちの「コミュニケーション能力」の低下を招いている原因であると考えたことがわかる。さらに、携帯電話の所有が、高い「秘匿性」が保障された環境でのインターネット利用を可能にしたことで、著しい「人権侵害行為」を引き起こしているとの認識を持っていることがわかる。その反面、「学校における取組の不十分さ」や「教職員の意識不足」といったキーワードは挙げられず、この時点では、インターネットや携帯電話に起因する課題と学校との直接的なかわりに関する気付きは認められない。

課題の整理に引き続き、インターネット上でやりとりされる情報の有害性や人権侵害の実態への認識を深め、より一層の課題の明確化を図るために、事例の提示による研修に移った。

「ブログの炎上」の事例では、ブログを通じての課題提起が、本来意図しなかった方向に解釈が進み、個人に対する誹謗・中傷や差別書き込みが繰り返されるという状況について解説を行った。また、「学校裏サイト」と「プロフ遊び」の事例では、携帯電話専用サイトを介してやりとりされる情報に潜む人権侵害の危険性や、個人情報に対する意識の希薄化の実態について紹介した。

事例を紹介している間、受講者は、インターネットを介した誹謗・中傷や差別の辛辣な実態に驚きの表情を見せるとともに、強い義憤を感じている様子が窺えた。また、子どもたちが携帯電話専用サイトを通じて、あらゆる情報をやりとりしている実態を知ることによって、子どもの携帯電話所持が、学校における現象面としての課題以外にも、様々な問題を引き起こす危険性を有しているということに気付いた様子であった。

後段の演習では、演習①において各々のグループが整理した課題が、事例研修によって裏付けられたことを確認しつつ、課題解決のために必要な取組や対策について考察した。また、その絞り込みを行い、学校としての具体的な行動目標を立てることで、行動化への第1歩を促した。活動は演習①同様、ブレインストーミングとKJ法によって進めた。この演習で想起された取組や対策を全体としてカテゴリーで再分類した（表2参照）。

表2 演習②「取組の第1歩」において教職員が想起した取組や対策の分類

大カテゴリー	小カテゴリー	内容
子ども	人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「顔が見えるコミュニケーション」としてグループ活動の実践 ・グループエンカウンターを導入
	人権教育	<ul style="list-style-type: none"> ・「身の回りの差別」との認識で取り組む ・人権や差別について事例から考えさせる ・他者の人権に対する意識を育てる ・「心」を育てる
	生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活習慣の大切さを教える ・危険性や問題点について事例から学ばせる ・犯罪行為や罰則についての知識を身に付ける（「知る機会」を持つ）
	道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活における道徳教育の実践
	情報教育	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の信頼性について考えさせる ・情報の取捨選択について教える ・インターネットの危険性を教える ・「ダメ出し」の指導ではなく「有効な使い方」の指導

次頁につづく

大カテゴリー	小カテゴリー	内容
学校と教職員	実態把握と情報共有	・子どもの実態を知る ・子どもの行動についての情報収集とその共有
	予防と対策	・インターネットの監視 ・運営サイトへの警告 ・相談体制づくり
家庭	協力と連携	・家庭におけるルールづくり ・マナー指導 ・金銭使用についての指導 ・善悪判断が備わるまで携帯電話を持たせない
	啓発活動	・実態把握に基づく情報発信 ・講習会などの啓発 ・「危険防止」の考え方について再検討を促す ・携帯電話の必要性について再考を促す ・ルールづくりへの提案
関係機関	教育機関	・実態把握 ・相談体制づくり ・教職員への研修 ・情報共有 ・個別の人権課題として取り組める体制づくり
	行政	・法規制の検討
企業	企業のモラル	・課題の認識
	対策	・アクセス制限 ・インターネットやカメラ機能なしの機器販売

演習①によって想起された課題が、事例研修をとおしてより明らかになったことにより、その課題に対する取り組み方について、様々な角度から想起された。特に、演習①の段階では言及がなかった「学校と教職員」に関連する内容が挙げられており、また、「子ども」への直接的な「教育」や「指導」によって課題解決を図ろうとする姿勢が見られる。さらに、「関係機関」における取組の方向性として、インターネットに起因する諸課題に、「『個別の人権課題』として取り組めるような体制の整備が必要である」との意見が挙がるなど、「インターネット」と「個別の人権課題」の関連性の認識に深まりが見られる。

(2) 研修効果の検証

今回実施した校内研修が、教職員の課題に対する意識の変容にどう作用したか、また、学校としての具体的な取組を喚起する上でどのような効果が見られたかを検証した。

① 質問紙による調査（事前、事後及びフォローアップ調査）

校内研修の実施前、後及び期間経過後の教職員の課題に対する意識の変容を数値的に捉えることを目的として、共通の質問紙による調査を実施した。さらに、統計的処理（t検定）により、「研修前・後間」の変容、及び「研修前・フォローアップ」の変容について有意性の検定を行った。この調査による「質問項目別平均点比較」を図4に、「質問項目及び有意性検定の結果」を次頁表3に示す。

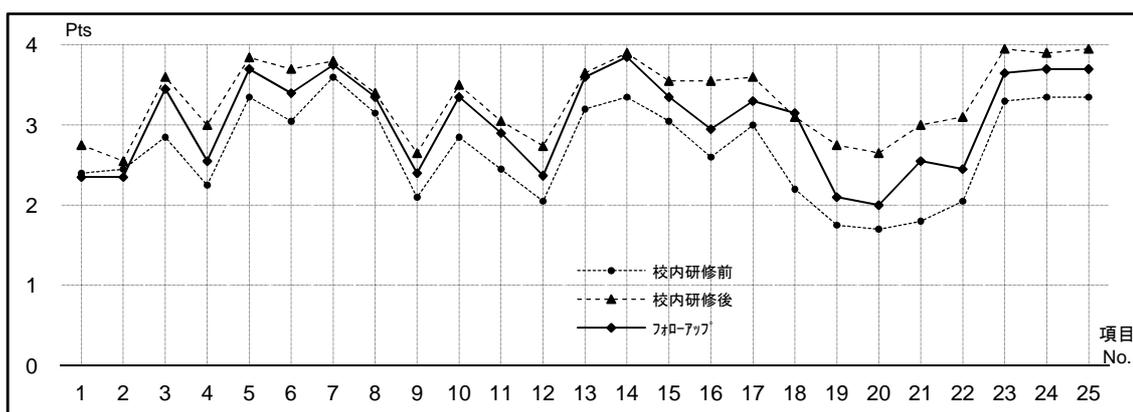


図4 質問紙による調査に見られる教職員の課題に対する意識の変容（質問項目別平均点比較）

校内研修後の調査では、校内研修による意識の高まりや、具体的な取組への意欲が明確に示された。とりわけ、インターネット利用の実態についての意識や関心の高まり、保護者との連携や継続的な指導の必要性の自覚、「人権課題である」との認識の深まりなど、具体的な取組に結び付く契機と考えられる項目で高い値が示されていることがわかる。

さらに、校内研修から3ヶ月後に実施したフォローアップ調査により、校内研修によって高まった課題意識や、課題に取り組む意欲の保持状況が明らかになった。これを見ると、校内研修後の教職員の意識の高まりが、研修直後の一時的なものではないことがわかる。

とりわけ、「インターネットと人権」の課題に関心を持つとともに、自らの「学び」の必要性を感じつつ、学校として協働で課題に取り組んでいるとの自覚からは、具体的な取組を進めようとする（あるいは、既に進めている）教職員の意識の高さが感じられる。

校内研修によって高まった教職員の意識を行動に結び付けるためには、校内研修以後、「行動化」に向けたプランや、学校が取り組める内容について、継続的かつ具体的に提案していくことが必要である。また、子どもへの指導にあたっては、指導内容の研究や教材研究に取り組むとともに、保護者と課題を共有しつつ、家庭と連携した取組が進められるような方策を検討していくことが重要であると考えられる。

② 聞き取り調査

聞き取り調査による検証を行う前段階として、校内研修後の「振り返りシート」の記述内容を、「意識化」に関する内容として2つ、「行動化」に関する内容として4つのカテゴリーに分類した。その上で、校内研修から2ヶ月経過後、教職員からの聞き取り調査を実施し、その内容をカテゴリーごとに分類することで、行動化をめざす意識や意欲の保持状況、課題に対する意識の変容における有意性の有無から、校内研修の効果について検証した。なお、カテゴリー分類のイメージを図5に、各カテゴリーで言及された内容を文末の表4-1～6に示す。

「指導体制」のカテゴリーにおいて、「振り返り」では、「個人としての知識・理解」や「学年での指導体制づくり」に関する内容、さらに「研修の必要性」の示唆など、数少ない言及にとどまっている。しかし、「聞き取り」では、「教材開発の必要性」や、「エンカウンターを導入」、「グループの活用」など、実際の指導を視野に入れた指導体制について具体的な言及がある。また、人権教育の「年間指導計画への位置付け」や、

質問項目	前-後	前-F
1. インターネットに関する知識に自信がある。		
2. インターネットの利用技術に自信がある。		
3. 子どものインターネット利用の実態に関心を持っている。	*	*
4. 子どものインターネット利用の実態についての知識を持っている。	*	
5. 子どものインターネット利用の実態に課題を感じている。	*	
6. 学校における「情報モラル」の指導に関心を持っている。	*	
7. 学校における「情報モラル」の指導の必要性を感じている。		
8. 「情報モラル」の指導法や教材に関心を持っている。		
9. 「情報モラル」の指導法や教材について、情報収集に努めている。	*	
10. 「情報モラル」の指導に取り組みたいと思う。	*	*
11. 情報に関する法令に関心を持っている。	*	
12. 情報に関する法令について意識した学習指導を心がけている。	*	
13. 「インターネットと人権」について関心を持っている。	*	
14. 「インターネットと人権」についての知識を身に付ける必要性を感じている。	*	*
15. インターネットを介した人権侵害の事例を知っている。	*	
16. インターネットを介した人権侵害と個別の人権課題との関連を認識している。	*	
17. 人権に配慮したインターネット利用について意識している。	*	
18. 人権に配慮したインターネット利用についての指導を意識している。	*	*
19. インターネット利用に起因する課題への対処法を知っている。	*	*
20. インターネット利用に起因する課題に対処ができる。	*	*
21. インターネット利用に起因する課題に対して、学校として協働している。	*	*
22. インターネット利用に起因する課題に対して、他との協働を意識している。	*	
23. インターネット利用に起因する課題に対する、保護者への啓発の必要性を感じている。	*	
24. インターネット利用に起因する課題に対して、保護者と連携した取組の必要性を感じている。	*	
25. インターネット利用に起因する課題に対して、継続的な取組の必要性を感じている。	*	

*有意性が認められた項目

〔「前-後」…校内研修前から校内研修後における変容
「前-F」…校内研修前からフォローアップにおける変容〕

表3 質問項目及び有意性検定の結果

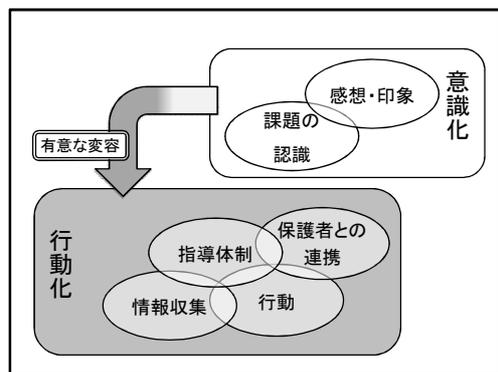


図5 カテゴリー分類のイメージ

「『「実態から学ぶ』ことの重要性」など、学校としての取組を視野に入れた指導体制や組織づくりについて、意欲的かつ発展的な意見が出されている。

このことから、「指導体制」のカテゴリーでは、研修後の時間経過とともに指導体制の充実をめざす意欲の高まりが見られ、生徒への指導を見据えた「準備」の必要性の自覚が確認できる。

一方「行動」について見ると、「振り返り」では、「危険性」や「モラル」、「人権意識」といったキーワードとともに、「実態からの学び」の重要性、とりわけ「人権教育の授業実践」に向けた意欲が示されている。しかし、事後の具体的な「行動」や指導実践についての「聞き取り」では、「自分の家庭での指導」や「学級における啓発」、「個別の生徒への指導」といった、教職員個々の実践にとどまり、生徒に対する指導や啓発に、学校や学年をあげて取り組んだ事実はこの段階では認められない。

このことから、「行動」のカテゴリーでは、研修から得た気付きや取組への意欲が、学校や学年としての「行動」として具現化されていないことがわかる。

しかし、ここでいう「行動」とは、主として「生徒に対する指導」を指しており、「生徒に対する指導」に、学校全体が協働で取り組むためには、課題に取り組める体制づくり、すなわち、「指導体制」の充実が不可欠である。このことから考えると、先に述べた、「指導体制」のカテゴリーで発展的な内容について言及され、その充実について具体的な提言が多く出されていることは、次のステップにある生徒への指導、すなわち、「行動」に移る準備段階と考えることもできる。したがって、現段階で「行動」が現象面に表れていないことを根拠に、「校内研修後の有意な変容は認められなかった」とすることは、適切ではなく、今後の推移を見守る必要があると考えられる。

では、「保護者との連携」のカテゴリーではどうか。「振り返り」からは、「校内研修で得た知見を保護者と共有したい」という意見とともに、「学校から家庭への情報発信」への意欲が認められる。また、「保護者の学習」の機会をとおして、学校と家庭が連携して課題に取り組むことの必要性について言及されている。この点では、「聞き取り」のカテゴリー分類においても同様の傾向が見られることから、一見すると、大きな変容が認められないように思われる。しかし、このカテゴリーからの検証にあたっては、校内研修直後の、2つの具体的行動に関する考察を加味する必要がある。

1つ目は、「携帯電話の利用実態」について、「生徒」と「保護者」を対象とした全体調査に、PTAとして取り組んだという動きである。これは、子どもの携帯電話利用に関する問題に取り組むために、学校と保護者が協働で行った自主的な調査である。

2つ目に、「保護者学習会」の開催である。この会は、「校内研修での学びを保護者と共有したい」との教職員の思いと、先の「携帯電話の利用実態」の調査から「子どもの実態を知る」ことの重要性に気付きを得た保護者の思いが重なったことで実現したものであり、PTAが主催したものである。

この2つの動きから考察すると、先の教職員に対するアンケート調査の結果に見られる「指導は『家庭』で行うべきである」という意識は、校内研修によって「学校から家庭に対する具体的な取組への働きかけの必要性」に変容し、校内研修で得た知見を保護者と共有したいとの教職員の意識が高まったことが、「保護者学習会」という具体的な取組に結び付いたと考えられる。つまり、「振り返り」と「聞き取り」に見られる「保護者との連

携」の Kategorii 分類の内容の類似性については、「『行動』していない段階での意識」（「振り返り」）と、「『行動』している今現在の意識」（「聞き取り」）に分けて考える必要があり、同 Kategorii における「聞き取り」の内容は、「一定の行動化後に残された課題」であると考えられる。

「振り返り」と「聞き取り」の Kategorii 分類による検証の結果、次の2点が校内研修の効果として確認された。

○校内研修によって高まった教職員の課題意識や行動化への意欲が一定の期間を経ても持続されていること。

○学校と家庭が連携し、協働で課題に取り組む動きが促進され、PTA 活動として、アンケート調査や「保護者学習会」の実施など、具体的な取組が始まったこと。

5 成果と課題

(1) 成果

「学校としての取組に結び付ける具体的な手だて」の検証をめざした本研究の成果を挙げると、次の2点がある。

○校内研修以後、学校に対する継続的な提案や意見交換を行う効果が確認できたこと。

とりわけ、今回の「保護者学習会」の開催については、研修後の早い段階から管理職に提案し、「運営委員会」を通じて学年主任、研究主任等に対して、継続的かつ具体的な提案を行い、意見交換を重ねることで実現したものである。このことは、「学校としての取組に結び付ける具体的な手だて」が、校内研修の実施そのものに加えて、事後の、学校に対する継続的かつ具体的な働きかけの部分にも存在するというを示している。

○学校が日々取り組んでいる教育実践に沿った働きかけにより、「意識化」から「行動化」への円滑な移行が確認できたこと。

その学校が、日々どんな実践に取組、どのような成果を挙げてきたかをしっかり見極めるとともに、その学校の教育課題に沿った具体的な提案を行うことが、「行動化」への円滑な移行に結び付くことが確認できた。「保護者学習会」の開催も、毎月1回の「学年懇談会」や、夜間の「環境整備活動」といった活動をとおして、「保護者と協働できる学校づくり」に取り組んでいるA中学校の日々の実践の延長線上にあるものである。しかし、「携帯電話」の課題が、学校と家庭に共通する課題であるとの意識の高まりに乗じて啓発の機会が設けられたことは、取組の機運を逃さず具体案が提案できた本研究の成果であると考えられる。

本研究の2つの成果を、人権教育の4つの視点と重ねて考えると、校内研修による自らの「学び」を、生徒への指導や保護者への啓発の場面に反映させたいという教職員の意欲から、「人権や人権問題について学ぶ」という、「内容」の視点からの課題意識の高まりが見られる。また、子どもたちの「人権が大切にされた環境」や「学習の機会」を保障するために、まずは、大人が行動しなければならないとの「気付き」が得られたことから、「環境」、「機会」の視点との関連が確認できる。さらに、学校と保護者の協働による取組として「保護者学習会」が開催されたことは、「人権が大切にされる社会をめざす」取組、すなわち「目的」の視点に立った取組であるといえる。

(2) 課題

本研究に残された課題として、以下の2点が挙げられる。

○学習指導に関する研究（年間指導計画、学習指導案、教材・教具、題材設定等）

インターネットに関する教職員の知識や技能にかかわらず、課題に協働で取り組むためには、人権教育の年間指導計画への明確な位置付けや、学習指導案の検討が必要である。また、教材・教具の開発や題材の研究は、学習指導の補助としてのみならず、生徒の学習意欲や興味・関心を引き出し、学習活動へのモチベーションを高める上でも重要である。

○人権侵害への具体的な対応法の研究

「インターネットと人権」の課題に対して、教職員の意識や具体的な取組の必要性を説いてきた本研究であるが、インターネット上で現実として起こっている誹謗・中傷等の行為への対応については言及できなかった。本来、有益であるはずの取組が「しんどい子」を置き去りにした取組にならないよう、インターネットを介して行われる人権侵害への対処法や、子どもからの訴えを受け止める体制づくりについて、研究を進めていく必要がある。

6 おわりに

その後、A中学校では、第3学年において「インターネットと人権」の授業が行われ、「携帯電話の危険性」や「ブログでの誹謗・中傷」について、問題点や課題について考える取組が行われた。ある生徒は、授業後に「インターネットでの発言には、『言い過ぎ』や『無責任』といった問題があり、使っていて不快である」との感想を述べている。

しかし、情報化社会の「豊かさ」を享受するためには、「インターネット」＝「悪」というイメージを植え付けることは得策とはいえない。「インターネットと人権」の学習をとおして、インターネットの「影」の部分を確認しつつ、その「光」の部分に焦点が当てられるようにすることにこそ、「情報化社会における人権教育」の本質があり、このことは、他の人権課題に取り組む上でも同様であると考えられる。

今後、必要なことは、インターネットの「光」と「影」について、子どもたちにバランスよく、効果的に理解させる手だての研究である。そのためには、「実態からの学び」により教職員に課題の「意識化」を促すことで、具体的な「行動化」への意欲が高められたA中学校と同様の実践が、多くの学校で取り込まれるようになることが前提であると考えられる。

【文末の表】

表4-1 「感想・印象」に関するカテゴリー分類

研修直後の「振り返り」の内容	2ヶ月経過後の「聞き取り」の内容
<ul style="list-style-type: none"> 学校裏サイト情報に驚きを感じた。 子どもたちの危険な実態に驚いた。 インターネット犯罪については、ニュースで聞く程度だったが、具体的にネットの状況を見てショックだった。 「プロフ」、「裏サイト」の実態に「すごい」と感じた。 こういった事例を多く知りたいと思った。そして、こういう書き込みが簡単に行われているということに怖さを感じた。 ここまで深刻な問題（インターネットと人権について）になっているとは思っていなかったの、実態を知ってショックだった。 事例を知って危機感を持った。 	<ul style="list-style-type: none"> 今まで知る機会がなかった中学生の携帯電話サイトの利用実態を知った。 「ブログ」が衝撃的だった。差別的な書き込みが相次ぐ状況に、社会の悲しい現実を感じた。 自分の情報を流すことを不快に思わない子どもたちの感覚に、違和感がある。 「いろんな所」で、「いろんなこと」を言われることに怖さを感じた。 知らなければならぬことを知らなかった自分自身に、至らなさを感じた。 不特定多数の者がかかわる中で、「ゆすり」や「おどし」の材料に使われる危険性を感じ、不用心で軽率だと思った。 普段からインターネットや携帯電話に「どっぷり」つかって生活している実態に危機感を持つようになった。 顔が見えない、書き込む側の情報がわからない状況の中、自分の情報や他人の情報を手軽に扱われている現実を知った。 「書き込み」に起因するトラブルについて、その詳しい背景が見えた。 ハンセン病回復者に対する差別書き込みに、強い憤りを感じる。 自分の予測と生徒の実態に差があったことで、実態把握の甘さを感じた。 人権意識が薄くなっていると感じる。 大人を誘うような書き込みからは、「性犯罪」に結びつく怖さを感じる。

表 4-2 「課題の認識」に関するカテゴリー分類

研修直後の「振り返り」の内容	2ヶ月経過後の「聞き取り」の内容
<ul style="list-style-type: none"> インターネットへの書き込みの実態を知ることができた。 「何故この研修が必要であったか」、「インターネットが人権にどう関わっているか」が理解できた。 “危険防止”、“犯罪にまきこまれないために”と与えた電話が、“危険”と“犯罪”をつくり出しているという現実そのものが課題である。 時代の最先端で起こっている課題であることがよくわかった。 インターネット利用での危険性は漠然としていたものだったが、はっきりとした事実（現実）を知ることができた。 実際のサイトの生の情報を見て、子どもの個人情報の無防備状態を知った。 中学生が利用しているサイトを見たことがなかったが、今日の研修で実態がわかり、危険性が認識できた。 人権にかかわる重要な課題であることをひしひしと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今まで「家の外」で起こっていたことが、「家の中」で起きていることに危機感を持つようになった。 一つの言葉が様々な解釈を生むという点で、文字だけによるコミュニケーションには「怖さ」がある。 「顔が見えない」、「誰がやったかわからない」、「やった人間に反省がない」といった点において、他の人権課題以上に悪質である。 インターネットは携帯電話からだけではない。「一人一台のパソコン」の時代になると、さらに違った課題が生まれるのではないかと思う。（それが、高知では起こらないという保証はない） 顔が見えるコミュニケーション手段に比べて、他者に対する「攻撃性」が強まることに、インターネットの「匿名性」の怖さがある。 携帯電話を持っている限り、誰もが、どこかの場面で「痛い目に遭っている」のではないだろうか。 大人が「無防備」かつ「安易」に機器を与えていることに気付いた。 大人が予測できない使い方になっている事実を認識した。 子どもとインターネットとのかかわりが、より密接になっている。 KJ法により、自分が何をすべきか、未開拓な部分に気が付きが得られた。

表 4-3 「情報収集」に関するカテゴリー分類

研修直後の「振り返り」の内容	2ヶ月経過後の聞き取りの内容
<ul style="list-style-type: none"> 世の中の流れ（子どもたちの動き）をもっと知らなければならない。 情報を常に入手して、対応できるようにしたいと思った。 	<ul style="list-style-type: none"> 確かな実態把握の重要性を感じる。 子どもの実態に興味を持てるようになった。 生徒の利用実態がわかったことで、意識して子どもを見るようになった。 自分が研修を受け、ショックを感じたことを、子どもたちにも伝えたい。 今一度、「何のために携帯電話を持っているのか」を子どもたちに聞きたい。 インターネットや携帯電話によるトラブルは、子どもの家庭環境や生育の背景にも関係しているかもしれない。そうした情報収集も重要である。（「家庭の事情」等に考慮しながら指導する必要がある。）

表 4-4 「指導体制」に関するカテゴリー分類

研修直後の「振り返り」の内容	2ヶ月経過後の「聞き取り」の内容
<ul style="list-style-type: none"> インターネットをもっと勉強したい。 学年の教員みんなで取り組みたい。 こういう研修はとても大切だし、今後、現場で活用される内容なのでとても有意義に思う。 定期的に研修を受ける必要性を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権課題への取組において、「人とのかかわり」や「命と向き合う」ということは、あらゆる場面に共通すること。インターネットの課題も同様である。 「インターネットと人権」についての指導を、人権教育の年間指導計画に明確に位置付け、継続的、系統的に学習していく必要がある。 人権教育は、「差別の実態から深く学ぶ」ことが重要であり、他者の生き方や思いに立って考えることから取組が始まる。「インターネットと人権」も、同じ視点で取り組まなければならない。 テレビなどで取り上げられることが多くなり、親や子どもは様々な知識を身に付けている。先生もがんばらなければならない。 研修に進んで参加しない教職員の存在が課題。どのような課題に取り組む上でも、ここがまず問題である。 人権教育の幅が広がる中、その取組の流れから、学校が取り残されることがあってはいけない。今後起こり得る事象を想定しながら進める人権教育も必要。 学校として取り組まなければならない時期が来たと感じる。（ただ、全責任が学校にあるわけではない。） 子どもたちは、「携帯電話を持つデメリット」への気付きを持ち始めている。 PTA のアンケートの回収率の高さから、生徒の課題意識は高まっていると感じる。（授業による指導の「きっかけ」はできている。） 携帯電話については、大勢が持っているし、持っていない者に「次頁につづく物」であるだけに、どの子どもも興味を持っている。 「教職員の協働」をめざす上で、「パソコンが得意」であること（人）と、「人権教育が得意」であること（人）とのリンクが大切。一人の中に両方備わっていることが理想だが、まずは組織として取り組む体制が必要。 「自分のことが書き込まれるかもしれない」という恐怖感や、「自分にもかかわることだ」という意識を持つという点では、他の人権課題と比較して「他人意識」は弱いかもしれない。（「自分事」として考えられる。）だから、今やらなければならない。 エンカウンターを活用や小グループによる授業を考えていきたい。 教材開発の必要性を感じている。（情報社会を生きるための、「最先端の教育」であると認識している。）

表 4-5 「行動」に関するカテゴリー分類

研修直後の「振り返り」の内容	2ヶ月経過後の「聞き取り」の内容
<ul style="list-style-type: none"> 子どもに指導する際にも事例を提示して考えさせたい。 「インターネットと人権」についての授業をしたと思った。 インターネットと人権について、子どもたちに関心を持ってもらいたい。その為には啓発が必要である。 有害性について教えていきたい。 家庭や生徒への呼びかけ等、できることに取り組みたい。 携帯電話を持っている生徒が非常に多くなってきているので、トラブルが増えてくると思う。子どもたちに危険性を知らせ、情報モラルを伝えていきたい。 機会があるごとに、インターネットの危険性を話したい。 インターネットの知識の多い少ないに関係なく、“モラル”や“マナー”について、あらゆる場面で子ども達に伝えていくことが人権意識・感覚を養う素地となることが再確認できた。 教員だけでなく、子どもや保護者にも同じような研修を行うことができれば良いと思った。 自分の持つ知識（情報関係の）の少なさから指導面における自信のなさを感じていたが、身近にある事例について、授業で触れたいと思った。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA が実施したアンケート調査の際、「インターネットの課題」について、クラスの生徒に直接問いかけた。 「使い方によっては危険なもの」であることを、学級で話をした。（実名や写真入りの記事。） 自分の子どもに、研修で学んだことを教えた。（危険性のこと、使い方のことなど、学校での指導に頼る前に、家庭が行うべきことを実践した。） 携帯電話を介した友人関係について、家族で考える機会を持った。 有料サイトの危険性について注意した。 保護者に対して、「携帯電話の怖さ」についての理解を促し、「持たせない方がいい」という姿勢で話をした。 保護者に、大人から見えない所で、子どもが何をしているのかを話した。 生徒に個別指導した。 今は縁のない者にもかかわる課題であることを理解させることが必要 「知らないこと」を「知らせる」ことが大切。

表 4-6 「保護者との連携」に関するカテゴリー分類

研修直後の「振り返り」の内容	2ヶ月経過後の「聞き取り」の内容
<ul style="list-style-type: none"> PTA の研修会をお願いしたい。 「インターネットと人権」について、ぜひ保護者にも学んで欲しい。 参観日での研修等が設定できたらと思う。 研修の内容を、保護者が集まった機会に発信できればよいと思った。それによって、便利さだけではなく、危険な面もいるあることをわかってもらえるのではないだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 親自身の実態認識と家庭での指導が第一である。 携帯電話を持つにあたって、「持ちたい」子どもの主張に親が同意するのであれば、追指導や監視に責任を持って取り組む必要がある。 「インターネットと人権」の授業を行うにあたって、保護者に対して、「子どもに対する指導への理解」を求める必要がある。（「いじめ」の温床をつくっているという誤解を招く。） 子どもや保護者対象の講演会などを、子どもに対する授業の前に行えば効果的だと思う。 保護者啓発については、「わかる年代」からの活動が必要。 経済的、法的側面からの指導も重要であることを考えると、親を巻き込んだ指導にする必要がある 保護者の実態把握も必要である。（「指導」についての保護者の意識など。） 子どもからの要求を安易に満足させることで、思わぬリスクが生まれることを理解させる必要がある。 子どもは携帯電話を通話に使っておらず、書き込みやメールが中心になっている。結局、「大人が考えるほどいいことはない。」ことを理解する必要がある。

【引用文献】

- 総務省統計局 「世帯における情報通信機器の保有状況調査」 2006年
- 福岡県高等学校人権・同和教育研究協議会
「ネット掲示板と人権 ～先生、何とかしてください～」 ネット掲示板と人権に関する検討委員会編
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター 「生徒指導体制の在り方調査研究報告書」 平成 18年
- 青屋憲介、平石勝久 『『インターネットと人権』・『子どもとインターネット』アンケート調査報告書』
高知県心の教育センター 平成 20年
- 総務省 「通信利用動向調査報告書」 2006年
- 徳島県教育委員会青少年育成補導センター 「青少年と携帯電話」 平成 18年